

【緊急！】消費者トラブル注意報 第116号

点検商法による契約トラブルにご注意ください！

突然の電話や来訪をして、「給湯器の点検をする」「水漏れの無料点検をする」などと無料で点検をした後で、「いつ壊れるかわからない」「早めに交換しないと危険」などと不安をあおり契約をせまる点検商法に関する相談が増加しています。ご注意ください。

□相談事例

【事例1】

「給湯器の点検に行く」との電話があり了承したところ、点検後に「このままでは火災がおこる心配がある」と言われた。不安になりその場で契約をしてしまったが、思い直してクーリング・オフできないかと相談したい。

【事例2】

「近隣住民の〇〇様のお宅を点検する関係から、お客様宅近辺へ車両を止めさせていただきます。ご了承ください。水漏れ点検をご希望の際は、こちらまでお問い合わせください。点検は無料です。」などと書かれた通知書がポストに投函されていたものの、実際には〇〇さんのお宅に点検の予定は入っていなかった。さらに近所の別の家にはうちの点検をすると言って訪問していた。悪質だ。

■消費者へのアドバイス

- 突然の電話や訪問で「無料点検」などと勧誘してくる業者に、安易に応じないようにしましょう。点検を依頼したい場合は、契約先のガス・電力会社やメーカーなどに自分で連絡しましょう。
- その場ですぐに契約するのではなく、複数の業者から見積りをとって、冷静に比較検討して、十分に納得してから契約しましょう。
- 必要がない契約はきっぱりと断りましょう。
- 突然の電話勧誘や訪問販売で契約してしまっても、法定の契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができる場合があります。
- 不安を感じる場合は消費生活センターにご相談ください。

■熊本県消費生活センター

相談電話 096-383-0999

(受付時間：平日 9時～17時)

【問い合わせ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 渡辺・山本
電話：096-333-2308 内線：35841・35848